

「スポーツのまち・かわさき」ロゴマーク使用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「スポーツのまち・かわさき」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関して、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領においてロゴマークとは、別紙1に定めるものをいう。

(ロゴマークの使用目的)

第3条 ロゴマークは、「スポーツのまち・かわさき」としての取組の一体感を高め、川崎市の魅力を市内外へ効果的に発信するために使用するものとする。

(使用手続き)

第4条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、報道機関が報道及び広報の目的に使用する場合、市が主体となって実施する事業で使用する場合を除き、「スポーツのまち・かわさき」ロゴマーク使用申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、ロゴマークの使用を承認、又は不承認とするときは、「スポーツのまち・かわさき」ロゴマーク使用通知書（第2号様式）により申請者に通知する。この場合において、市長は、使用の承認にあたって、必要な条件を付することができる。

3 市長は、承認したロゴマークの使用状況等について、申請者に報告させ、または調査することができる。

(遵守事項)

第5条 ロゴマークを使用する場合は、「スポーツのまち・かわさき」ロゴマークガイドラインに定めることを遵守しなければならない。

(使用承認しない場合)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときはロゴマークの使用を承認しないものとする。

- (1) 特定の個人または団体の売名に利用しようとする場合
- (2) 特定の政治活動、宗教活動及び営利活動に利用しようとする場合
- (3) 市の品位を傷つけ、またはロゴマーク制定の趣旨の妨げとなるおそれのある場合
- (4) 市が行う事業または、市が支援を行う事業を推進する上で支障が生ずるおそれがある場合
- (5) 定められた使用方法によって使用しないと認められる場合
- (6) その他市長が適当でないと認める場合

(無償)

第7条 ロゴマークの使用は、無償とする。

(所管)

第8条 この要領の所管は市民文化局市民スポーツ室とする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(附則)

この要領は、平成25年9月17日から施行する。

(附則)

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

「スポーツのまち・かわさき」ロゴマーク

【カラー】



【カラー反転】



【モノクロ】



【モノクロ反転】



【モノクロ グレースケール】

